

# 志木市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

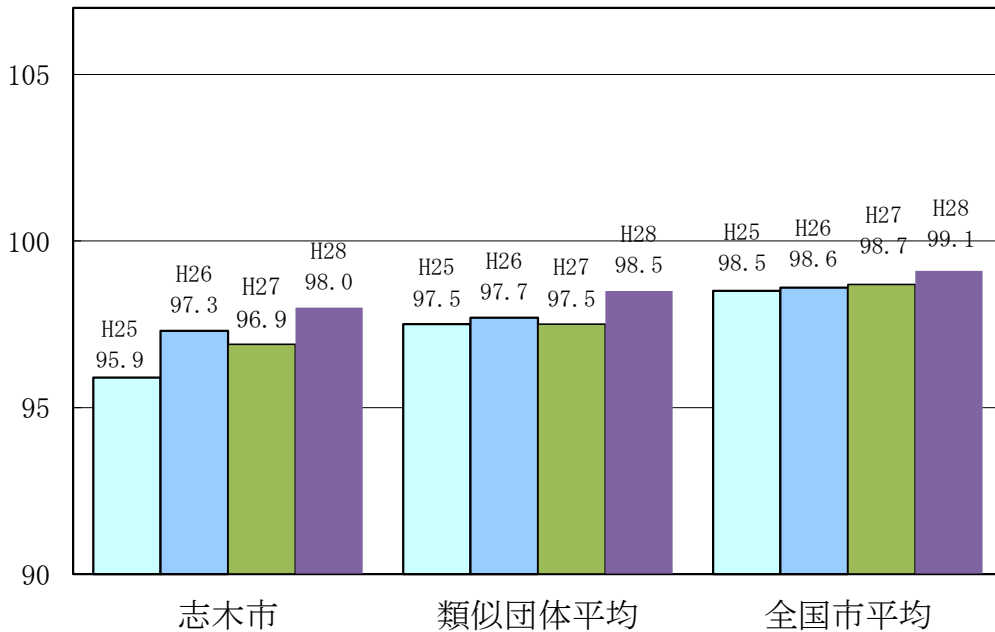
区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	74,183	21,096,825	1,591,924	3,258,315	15.4	15.4

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	340	1,273,546	412,335	530,031	2,215,912	6,517	6,128

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合についてその理由及び改善の見込み

これまでラスパイレス指数が100を大幅に下回っている状況が続いていたが、国よりも初任給の号給を高くするなど、県や近隣市の状況と比較しながら適正な給与制度の見直しを行っている。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 ] 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）給料表について、平均2%引下げ（国と同じ）。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準15%に対し、志木市においても15%を支給。

（実施時期） 平成28年4月1日より実施。

（参考）

	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	13%	14%	15%
志木市の支給割合	14%	14%	15%

##### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当を新設（国と同様の制度）

平成27年4月1日実施

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
志木市	42.7 歳	313,400 円	430,200 円	391,000 円
埼玉県	43.0 歳	329,342 円	424,146 円	380,761 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.4 歳	311,635 円	393,991 円	358,378 円

#### ② 技能労務職

区分	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
志木市	57.1 歳	4	260,100 円	311,700 円	301,700 円
うち 調理員	56.7 歳	3	252,900 円	307,600 円	295,800 円
うち 用務員	* 歳	1	* 円	* 円	* 円
埼玉県	55.2 歳	293	347,254 円	406,715 円	390,774 円
国	50.4 歳	2,876	287,447 円	—	329,358 円
類似団体	50.0 歳	29	327,544 円	384,993 円	362,464 円

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人及び2人の場合は、各欄を「\*」とする。

区分	民間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
志木市	—	—	—	—
うち 調理員	調理師	43.1 歳	249,300 円	1.23
うち 用務員	用務員	55.2 歳	199,900 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
志木市	—	—	—
うち 調 理 員	5,077,700 円	3,333,200 円	1.52
うち 用 務 員	* 円	2,732,900 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成25～27年の3ヶ年平均）  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(c)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
志木市	45.6 歳	386,500 円	527,400 円
埼玉県	41.8 歳	350,271 円	415,856 円
類似団体	40.3 歳	309,846 円	354,823 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2)職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		志 木 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	183,300 円	183,300 円	176,700 円
	高 校 卒	149,000 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

### (3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

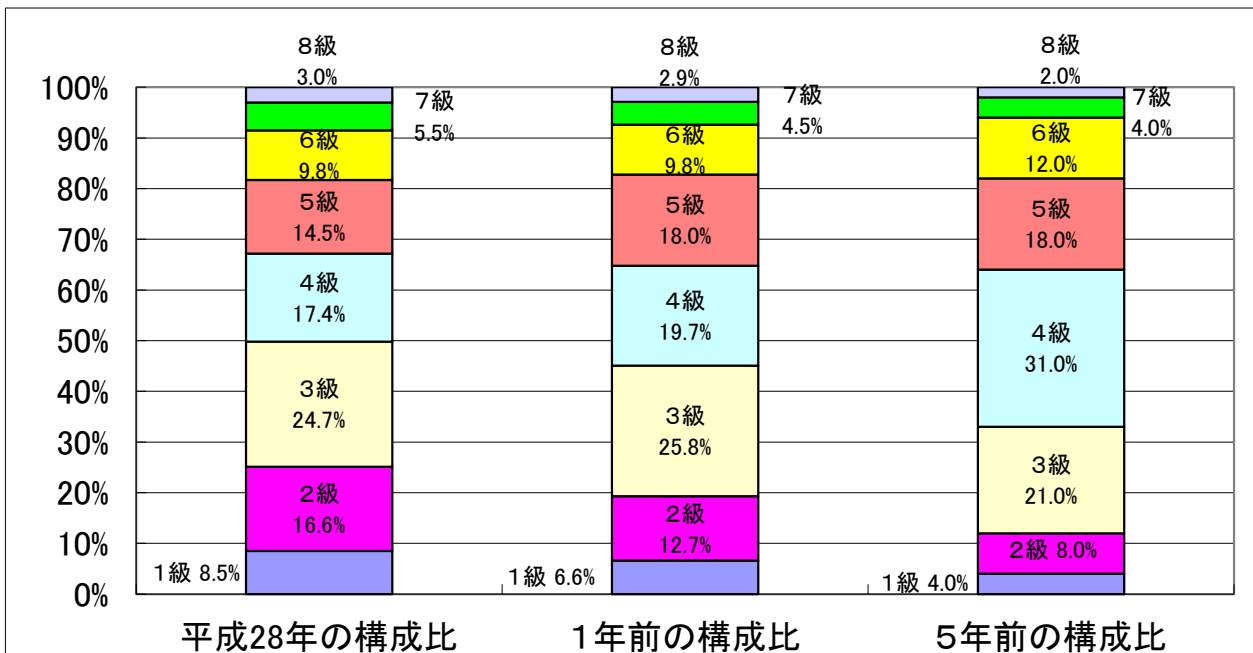
区 分		経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～29年	経験年数30～34年
一般行政職	大 学 卒	266,000 円	342,500 円	380,300 円	400,700 円
	高 校 卒	247,900 円	336,200 円	362,400 円	390,300 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	282,700 円	—
教育職	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・技師補	20	8.5%	140,100 円	246,100 円
2 級	主事・技師	39	16.6%	190,200 円	303,000 円
3 級	主任	58	24.7%	226,400 円	348,800 円
4 級	主査	41	17.4%	259,900 円	379,800 円
5 級	主幹	34	14.5%	286,200 円	391,800 円
6 級	課長	23	9.8%	317,000 円	409,000 円
7 級	次長・参事	13	5.5%	361,300 円	443,700 円
8 級	部長	7	3.0%	406,900 円	467,400 円

- (注) 1 志木市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	志木市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

志 木 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,565 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,678 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	志木市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない	○	○		

##### (2) 退職手当（28年4月1日現在）

志 木 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無し)	定年前早期退職者 2~45%加算 ( )		その他の加算措置 (割増率2~45%)	定年前早期退職特例措置 ( )	
1人当たり平均支給額	3,369 千円	20,461 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績（27年度決算）		206,127 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		555,598 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	15 %	371 人	15 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		98.0 (98.0)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 - 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。

## (4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)			1,134,000	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)			54,000	円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27年度)			5.8	%
手当の種類 (手当数)			5	種類
特殊勤務手当	区分	主な支給対象業務	支給実績 (H27決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	感染症にかかるおそれがある業務及び特定の毒物又は劇物の取扱業務に従事する職員	業務に従事した職員	—	1回 500円
特殊勤務手当	行旅病人・行旅死亡人及び変死人の取扱業務又は収容業務に従事する職員	行旅病人	—	1人 500円
		行旅死亡人・変死人	—	1体 3,000円
特殊勤務手当	犬猫等の死体の収容業務に従事する職員	犬猫等の死体処理	—	1件 200円
特殊勤務手当	福祉業務に従事する職員	現業員及び指導員	1,134 千円	月額 4,500円
		主査級の園長	—	月額 2,500円
特殊勤務手当	その他市長が特に必要と認めた業務	その他市長が特に必要と認めた業務に従事する職員	—	予算の範囲内で別に定める額

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (27年度決算)	92,940 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	516 千円
支給実績 (26年度決算)	71,658 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	276 千円

## (6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 6,500円	同	—	33,206 千円	230,594 円
住居手当	借家 最高限度27,000円	同	—	20,044 千円	308,376 円
通勤手当	交通機関等利用者 6ヶ月の定期券の価額の6分の1 自動車等の交通用具使用者 2 Km以上の者に対し、使用距離に応じ31,600円以内で支給	同	—	24,760 千円	95,969 円
管理職手当	部長 82,000円 理事 65,000円 次長 60,000円 参事 58,000円 課長 55,000円 副課長 50,000円 主席主幹 42,000円 主幹 40,000円 専任主幹 32,000円	異	定額支給	65,289 千円	567,730 円

## 5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料 報 酬	市 長	828,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	( )	( )	( )	1,061,000	円 /	440,000
	副 市 長	729,000	円	885,000	円 /	375,000
	( )	( )	( )			
	議 長	420,000	円	737,000	円 /	360,000
報 酬	( )	( )	( )			
	副 議 長	368,000	円	653,000	円 /	294,000
	( )	( )	( )			
期 末 手 当	議 員	347,000	円	591,000	円 /	266,000
	( )	( )	( )			
	市 長	(27年度支給割合)		4.00 月分		
	副 市 長			4.00 月分		
	議 長	(27年度支給割合)		4.00 月分		
退 職 手 当	副 議 長			4.00 月分		
	議 員			4.00 月分		
	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	給料月額×任用月数×支給率×100分の125		17,388,000 円	任期ごと	
備 考	支 給 率	市長 100分の35		9,185,400 円	任期ごと	
		副市長 100分の21				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

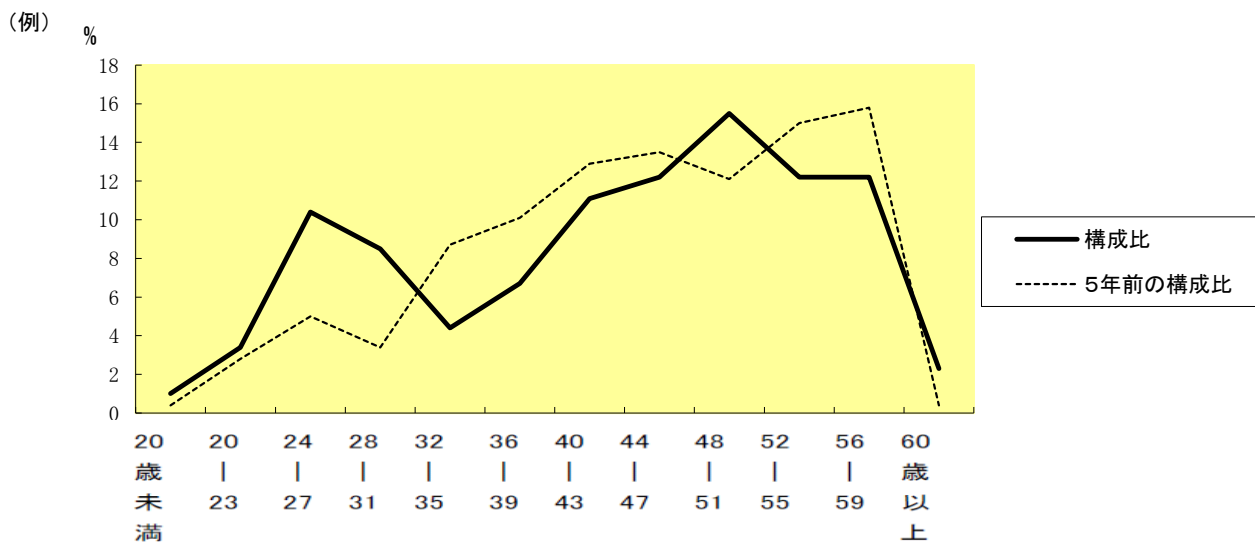
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	議会	5	5	0	
	総務	101	98	△ 3	
	税務	30	32	2	
	民生	105	110	5	
	衛生	22	25	3	
	労働	0	0	0	
	農水	3	3	0	
	商工	4	4	0	
	土木	25	23	△ 2	
	計	295	300	5	
教育部門	45	45	0		
消防部門	0	0	0		
小 計	340	345	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.51 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 61.53 人)	
公 営 企 業 等	水道	11	10	△ 1	
	下水道	12	10	△ 2	
	その他	21	21	0	
	小 計	44	41	△ 3	
合 計	384 [ 505 ]	386 505	2 [ ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.03 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	4人	13人	40人	33人	17人	26人	43人	47人	60人	47人	47人	9人	386人

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在 単位:人・%)

部門 \ 年度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	296	280	267	302	295	300	4 (1.3)
教育	51	48	46	46	45	45	-6 (-13.3)
普通会計計	347	328	313	348	340	345	-2 (-0.6)
公営企業会計計	159	141	121	47	44	41	-118 (-287.8)
総合計	506	469	434	395	384	386	-120 (-31.1)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。